

令和7年分

税の申告

所得税、市・県民税申告期間

2月13日金～3月16日月

事前予約制

◆申告会場・日程 ※会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

会場	期間(土日祝は除く)					休日相談日
霞ヶ浦庁舎(大和田562番地)	2月13日金	～	2月20日金			2月15日日
市民窓口センター(下稻吉2633番地19)	2月24日火	～	3月16日月			3月1日日

◆時間 15分単位での案内です。当日の進捗状況により、案内が前後する場合があります。

午前の部	① 8:45	② 9:00	③ 9:15	④ 9:30	⑤ 9:45	⑥ 10:00
	⑦ 10:15	⑧ 10:30	⑨ 10:45	⑩ 11:00	⑪ 11:15	⑫ 11:30
	⑬ 11:45	—	—	—	—	—
午後の部	⑭ 13:00	⑮ 13:15	⑯ 13:30	⑰ 13:45	⑱ 14:00	⑲ 14:15
	⑳ 14:30	㉑ 14:45	㉒ 15:00	㉓ 15:15	㉔ 15:30	㉕ 15:45
	㉖ 16:00	㉗ 16:15	—	—	—	—

▼ 事前予約制に伴う注意点

市では、令和8年1月1日現在、市内に住民登録がある方を対象に申告相談を「事前予約制」で行います。

- 予約のない方が当日来場された場合、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。

- 円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてからご来場ください。

▼ 申告相談に必要なもの

●マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードや個人番号が記載された住民票の写しと本人確認ができる書類（運転免許証など）が必要です。

●本人名義の口座情報がわかるもの

●収入を証明するもの（別冊③を参照ください）

●控除を証明するもの（別冊③を参照ください）

●昨年度、確定申告をされた方は、税務署から届く「確定申告のお知らせ」のはがきを持参してください。

▼ 事前予約の方法

- インターネット予約と電話予約の開始日は異なりますのでご注意ください。

- 電話予約は大変混雑することが予想されますので、インターネット予約をご活用ください。

- 同一世帯の方が同じ時間帯に申告相談をすることはできませんので、時間を前後させるなど、必ず違う時間帯を予約してください。



1月26日月 午前9時 受付開始

①インターネット予約

URLまたは二次元コードから予約▶ 
<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/tax.php?mode=reserve>

2月2日月 午前9時 受付開始

②電話予約（午前9時～午後5時）

※正午～午後1時・土日祝を除く

▶かすみがうら市役所に電話いただき
「申告相談予約」とお伝えください。

お問い合わせ先

市税や地方税

問 税務課(市民窓口センター)
☎ 029-59-2111

所得税や消費税等
の国税

問 土浦税務署
☎ 029-822-1100



▼ 市役所では対応していない申告

◆収入の種類が給与所得のみの申告

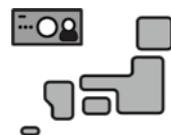
パソコンやスマートフォンで申請できるe-Taxをご利用ください。

国税庁 確定申告書等
作成コーナー



◆次の申告などは、**市の相談窓口では対応していません** ので、**土浦税務署確定申告会場**でご相談ください。

●青色申告



●過年度分の申告

●退職所得に係る申告

●消費税・贈与税・相続税の申告

●土地・建物・株式などの売却に係る申告

●分離課税の配当所得や先物取引に係る申告

●雑損控除（災害や盗難による損失など）の適用を受ける申告

●特定口座年間取引報告書に係る配当所得の申告

●仮想通貨の売却に係る申告

●国外の方を扶養にとる申告

●外国税額控除の適用を受ける申告

●変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告

●住宅関連の税額控除に係る申告

●その他高度な判断を要する申告

※対応できない申告の一覧は、

ホームページをご覧ください。

令和7年分
税の申告



▼ 土浦税務署確定申告会場のご案内

◆申告会場

■ 土浦税務署個人課税第一部門 ☎ 029-822-1100

確定申告会場開設期間	確定申告会場	駐車場
2月16日㈪～3月16日㈫ (㈪㈰㈫㈬㈭)※3月1日㈫は開場しています。	土浦税務署 土浦市城北町4番15号	つくば国際大学高校隣 土浦市真鍋1-1012-5

◆会場に来られる方へ

●会場が昨年と異なりますのでご注意ください。

●来場者用の駐車場の台数には限りがありますので、来場の際は公共交通機関をご利用ください。

●確定申告会場の入場には、**入場整理券**が必要です。国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行がスムーズです。(LINE事前発行は、来場される日の概ね14日前から受付開始します。)



確定申告会場では、原則ご自身のスマートフォンを利用した申告体制としています。

マイナンバーカードを利用して申告する場合は、カード取得時に設定した2つのパスワード（①数字4桁、②英数字6～16文字）をあらかじめご用意ください。

※マイナンバーカードの有効期限が過ぎていると申告書の作成はできませんので、事前にマイナンバーカードの更新が必要です。

▼ 申告相談が不要な方

◆所得税の確定申告書を税務署に提出した（電子申告含む）



◆収入が1力所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、会社から市へ給与支払報告書が提出されている

◆収入が公的年金などのみで、収入金額が400万円以下



ご注意ください：源泉徴収の対象とならない外国の公的年金などがある場合は、原則所得税の確定申告が必要です。

▼ 申告相談が必要な方

◆個人事業主

●営業や農業、その他事業を営む方

●不動産、利子、配当、雑、譲渡、一時所得、原稿料、講演料などの収入がある方

◆給与所得者

●給与以外に、農業や不動産などの収入がある方

●勤務先から市に「給与支払報告書」の提出がない方

●勤務先で年末調整をしていない方

●2カ所以上から給与の支払いを受けている方

●給与の収入金額が2,000万円を超える方

◆公的年金受給者

●公的年金以外に、農業や不動産などの収入がある方

◆無収入、非課税所得のみ

●収入がない方

●遺族年金、遺族恩給、障害年金、失業保険などを受給している方

※市外にお住まいの親族の扶養になっている場合、国民健康保険税などの軽減措置を受けるには申告が必要です。

◆各種控除を追加する

●医療費控除や生命保険料控除等を追加する方

種類	必要書類の例
給与・年金 収入を証明するもの	源泉徴収票（原本）、事業主の支払証明書など ※複数ある場合は、すべて必要です。 ※企業年金・厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。 ※遺族年金・遺族恩給・障害年金・失業保険は、非課税所得です。
営業・農業・不動産 控除を証明するもの	収支内訳書（事前に作成した上で持参してください） ※固定資産税を経費として計上する場合は、課税明細書を参照してください。
一時 配当	収入額と必要経費の記載された証明書 「支払保険金額等のお知らせ」など 支払通知書、期末配当金領収書など ※分離課税を選択する方は、市での申告相談はできません。
医療費控除 社会保険料 小規模企業共済等 掛金控除	医療費控除の明細書（事前に作成した上で持参してください） ※領収書の日付（令和7年1月1日～12月31日）を確認し、受診者や医療機関ごとに集計してください。 ※生命保険、高額療養費などから補填される金額は、支払額から差し引いてください。 ※介護老人施設などでの施設サービス費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。 ※医師などが発行するおむつ使用証明書などは、原本を持参してください。
生命・地震保険料控除 扶養控除	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証 または納付済額証明書、小規模企業共済等掛金払込証明書 扶養控除証明書 【扶養親族が市外在住の場合のみ】 扶養親族の住所、氏名、生年月日およびマイナンバーが分かるもの

※「収入を証明するもの」「控除を証明するもの」の対象期間は、令和7年1月1日から12月31日までです。

※収支内訳書および医療費控除の明細書は、市民窓口センター、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎窓口センター、千代田コミュニティセンター、下稲吉コミュニティセンター、霞ヶ浦コミュニティセンター（図書館内）の窓口に設置しております。

※収支内訳書（農業用）は、JA水郷つくば（千代田支店、霞ヶ浦支店）の窓口に設置しております。

【申告相談に伴う多目的スペース（市民窓口センター）の利用制限について】

申告相談を実施するため、次の期間中は多目的スペースの利用が終日できなくなります。ご利用をご検討の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

期間：2月18日㈫～3月17日㈰

▼ 紙の確定申告書の送付先

【作成済み確定申告書の送付先】▶ 〒305-8530 関東信越国税局業務センターつくば分室

※住所の記載は不要です。

※郵送により提出する場合は、土浦税務署ではなく、上記宛てに送付してください。

※令和7年分の申告から、市の申告相談会場ではお預かりできません。

▼ 令和8年度から適用される市・県民税の税制改正

◆給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除額について、給与収入が190万円以下の場合は、最低保障額が10万円引き上げられ65万円（改正前55万円）となります。

なお、給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません。

給与収入額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超 180万円以下	給与の収入金額×40% - 10万円	65万円
180万円超 190万円以下	給与の収入金額×30% + 8万円	

◆扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

控除の種類	所得要件額	改正前	改正後
配偶者控除、扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親控除	ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
雑損控除	雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円

◆特定親族特別控除の創設

特定扶養親族（前年末において19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族）の合計所得金額が58万円を超えて、納稅義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて遅減（徐々に減少）する制度が創設されます。

特定扶養親族の給与収入額	特定親族等の合計所得金額	納稅義務者の特定親族特別控除額
123万円超 160万円以下	58万円超 95万円以下	45万円
160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下	41万円
165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下	31万円
170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下	21万円
175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	120万円超 123万円以下	3万円

▼ 個人住民税申告の電子化について

個人住民税（市民税・県民税）について、令和8年度分（令和7年中の収入等に関する申告分）から、電子申告が開始されました。スマートフォンやパソコンから、eLTAXにアクセスし、マイナンバーカードを利用して電子申告が可能です。

概要については、特設ページ（二次元コードから）をご確認ください。

個人住民税申告の電子化に係る特設ページ▶



◆ eLTAX：地方税ポータルサイトシステムの呼称で、インターネットを利用し地方税における手続を電子的に行うシステムです。